

第 90 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 31 年 2 月 12 日（火）10 時 00 分～12 時 00 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、柴田真里、竹内由美、中川丈久、灘本明代、西村裕三、眞鍋智子
 - (2) 実施機関の職員
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課長
こども家庭局こども家庭センター担当課長
消防局警防部警防課長
教育委員会事務局総務部学校経営支援課長
教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長
選挙管理委員会事務局担当課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化戦略部担当課長
ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う電子計算機の結合等について
 - ②神戸市療育センター電子カルテシステム・医事会計システムの構築について
 - ③児童虐待事案に係る情報の兵庫県警察への提供について
 - ④新緊急情報伝達システムの構築について
 - ⑤就学援助システムの再構築等について
 - ⑥準公費（学校徴収金）会計システムの再構築について
 - ⑦不在者投票の投票用紙等のオンライン請求について
 - (2) その他
 - ①処理システムへの情報項目の追加について（報告）
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う電子計算機の結合等について
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助

成審査支払事務の委託に伴う個人情報の電子計算機処理、及び電子計算機の結合について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）、及び条第第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委 員 医療保険について、国保はいままでどおりで、福祉医療費助成制度の部分は神戸市で処理をしていたのを、今後は一つのシステムで統合します、ということによいですか。
- 国保年金医療課 正確に申し上げますと、医療保険は大きく国保と社保に分かれておりまして、審査機関も 2 つあり、社保は支払基金、国保は国保連合会という形でした。従前は、支払基金が全国組織であることが大きな理由でしたが、地方の福祉医療制度に対応できなかった時期が長く続きましたので、いわゆる 3 割負担部分の助成に関しては全て国保連合会の方で処理をしていただきました。ただ、現時点においては、支払基金の方で地方固有の制度である福祉医療の方も対応できるようになったので、本体の審査と福祉医療の審査を一体化するために、支払基金の方に委託先を変えるという変更を、県が統一で行うことになったということです。
- 委 員 この別図の中で **USB** のマークが書いてありますが、ネットワーク経由ではなく **USB** メモリでデータを渡すのですか。
- 国保年金医療課 神戸市の福祉医療システムは、神戸市の基幹系ネットワーク上に位置づけられますが、支払基金との間の送受信するネットワーク及びサーバについては、直接接続は難しいということで、データを福祉医療システムに持ち込む際には、**USB** 経由で取り込むという形を想定しております。
- 委 員 図面では、国保連合会のところから、神戸市国保年金医療課までデータが流れている従来の流れと、今回の福祉医療費助成請求に伴って支払基金から流れてくるデータは、神戸市の福祉医療システムサーバにおいて突合することになりますね。
- 国保年金医療課 2 つのルートがありますのは、下の方は福祉医療助成の国保と後期高齢者医療の分で、上の方の矢印は社保だけの分です。データは別のものです。
- 委 員 参照しあったりすることもないのですか。

○国保年金医療課 全くありません。対象者が異なりそれぞれ加入保険が違いますので、全く独立したデータになります。それぞれで取り込んだデータを当課のシステムで一本化するイメージです。

○委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

社会保険被保険者・被扶養者である福祉医療費助成制度対象者の審査支払事務を、社会保険診療報酬支払基金へ委託する際に、同基金と神戸市の間で専用回線による電子計算機の結合を行い、レセプトデータ等を連携させることは、審査支払事務の効率化と情報セキュリティの向上に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、さらに個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

②神戸市療育センター電子カルテシステム・医事会計システムの構築について

こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課から、神戸市療育センター電子カルテシステム・医事会計システムの構築に伴う電子計算機処理について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 データの保存年限はどのぐらいですか。もし保存年限があるのだったら、諮問書に記載した方がよいと思います。

○こども家庭支援課 一般的にカルテは診察終了後 5 年といわれていますが、後で障害年金の請求など、初診記録が必要とされる方もいるので、機械的に 5 年とは考えておりません。今までの運用状況も見ながら、保存年限については考えていきたいと思っています。

○委員 今までは受託業者が用意した医事会計システムを使用していたが、それは廃止されて、今回新たなシステムを導入されるということですか。

○こども家庭支援課 はい。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

神戸市内 3 箇所の療育センターに電子カルテシステム及び医事会計システムを導入し、患者情報を一元的に管理することは、診療業務の効率化と療育

センター間の円滑な情報連携に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思えます。

③児童虐待事案に係る情報の兵庫県警察への提供について

こども家庭局こども家庭センターから、児童虐待事案に係る情報の兵庫県警察への提供について、条例第9条(利用及び提供の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 ある児童についての相談が何回もあつたりすると思うのですが、相談があればその都度報告することになりますか。それとも、複数回のは1回目のみ報告とするのか、そのあたりはどのような運用になりますか。

○こども家庭センター いま考えているのはその都度、つまり、2回あれば2回ともデータとして提供しようと考えています。

○委員 そうすると、頻度も含めてデータを提供するということですね。

○こども家庭センター はい。警察の方でも4月に相談があつて5月に相談があつた場合には、2回提供を受けるということで考えています。

○委員 USBでデータを運ぶということですが、非常にセンシティブな内容ですので、是非厳重に管理をしていただきたい。

○こども家庭センター わかりました。

○委員 資料には、提供する情報の中には、虐待の有無や程度が正確に判断できない場合を含め、通告または送致があつた事実をもって県警への情報提供の対象とする、とあります。通告等があれば全部提供する、虐待について判断できないものについても全部提供するという意味ですか。

○こども家庭センター はい、そうです。例えば泣き声が聞こえるとかの事案でも、明らかに怪我をして泣いているような事案もあれば、ただ泣いているだけの事案もあります。我々が家庭訪問をしている中でも、確かに虐待ではないというものも含まれますし、明らかに子供に悪影響を与えている虐待案件もあります。それを1回、もしくは2～3回の訪問で判断するのは難しいので、虐待の事実を確認してからではなく、通告等があつた事実をもって情報提供をしたいと

考えています。

○委員 事例があったら見逃すよりはいいだろうということで提供されるのですが、実施機関である児童相談所の判断を丸投げしているようにも感じます。独自の判断は行わないということでしょうか。

○こども家庭センター 我々の業務の中では必要な指導であったりとか、場合によっては施設入所というように児童虐待に対応していくのですが、そこまで時間をかけて選りすぐって警察に提供をするのではなく、我々と別の時間帯で、あるいは別の視点で警察の方も家庭訪問をされていますので、虐待の有無ではなく、泣き声通報があった事実をお渡しすることで、見逃し防止を優先したいということです。

○委員 見逃し防止のために警察と情報共有したいということですね。

○こども家庭センター はい。

○委員 従前から、もっと後の段階だと思いますが、警察へ情報提供していたということですね。情報を警察に提供しますよということは本人には伝えていないのですか。あるいは伝える必要はないのですか。

○こども家庭センター はい。伝えていません。

○委員 伝えないのは何故ですか。法令上の根拠があるのですか。今回は、情報の時点を早めるということですが、通報内容について警察に情報提供することは、本人に伝えるべきではないですか。

○こども家庭センター 確かに今までお伝えはしていません。今回の分についても伝える予定はないです。今現在提供している分については、個人情報保護審議会で承認をいただいで、運用しております。

○委員 情報提供することを本人に言わないでよい、ということも保護審の承認に含まれているということですか。

○こども家庭センター 審議会の承認を得るということで、提供が可能と認識しております。今回、但し書きで記載した保護者本人からの相談は除くとしたのもそのためです。その都度、情報提供するとお伝えするつもりはないのですが、警察に情報が渡るということは、関係者は知る、少なくとも知ろうとすれば分かる、ということで、それも含めて、但し書きで提供の対象外としたいところは除外し

ております。

○委員 何らかの泣き声が、特殊な事情があって、どう見ても客観的に虐待ではなさそうなときも、提供するのですか。

○こども家庭センター はい。

○委員 その場合、なんでそんなことを通告するのかという批判もありうると思いますが、それよりも見逃し防止を優先するという価値判断で、この仕組みを作られるということですか。

○こども家庭センター 親御さんの説明で違和感があるものばかりではなく、例えば、我々が確認しに行くと、歯磨きを嫌がってとかそういう日常のことで泣いたんだろなということもあります。やはり、近隣の方が異常な泣き方がずっと続いているとか、そういう内容で我々に知らせているというのも事実ですので、その線引きを我々の判断だけをするのではなく、通告があったことをもって提供を行いたいということです。虐待の事実がなかったとしても、我々が通報を受けたあと、警察の方にも通報を受けることもあるようですし、それなりのリスクは高まるケースなのかな、と思われま。そういう意味では、見逃し防止という観点で情報の蓄積をしていくべきだと思います。

○委員 先ほど、1回でも2回目でも各々の機会の情報提供していくということでしたが、それはデータをカウントしていけばいいのであって、連続的にあったものについては重要度が違うような気がします。どうせ提供する制度を作るのだったら、そういう頻度的なものも入れられてはどうですか。2ページ目の情報項目が簡素な気がします。

○こども家庭センター 今回は情報提供がメインなので、世帯が特定できる最低限度のものにしました。これに虐待の有無とか虐待の程度というのを加味すると、警察が動くときにそれが正しいときもちろんありますが、情報が重なってはいたいけれども、近隣の方がすごく過敏になっていて、回数が重なっただけということも当然あります。そのことだけをもって、警察が積極的に介入してしまうと、そこにもズレが生じるのかなと思います。やってみる中で、もうちょっと精度をあげていくというのは将来的にはあるとは思いますが、今回は、世帯が特定できる最低限の情報を提供したいと思います。

○委員 提供するデータをもう少し精査する余地があるのでは、と思いますが、具体的にどんな項目が必要かまでは難しい問題です。但し書きで除外している、保護者自身が虐待者であり通報者である場合についても、警察に提供すべ

き場合もあると思いますし、また、誰が通報しても全て警察に情報提供されると分かれば、相談しにくいなと感じる人もいるかもしれないですし。

○こども家庭センター 最初そういう懸念もあったのですが、やはり虐待事案が増えているということ、注目されているということ、警察の介入が相当増えているのも事実です。児童相談所に連絡することもそうですが、数は正確には分からないものの、警察に相談される事も相当増えているようです。

○委員 やはり難しい問題で、警察との協力が不可欠であることも理解できますし、とにかく見逃しを防ぐということが第一だということも理解はするのですが、その場合でもやはり、情報の提供というのは慎重にやっていただきたい。

○こども家庭センター はい、分かりました。

○委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
児童虐待の疑いがあるとして、市民等からこども家庭センターに通告又は送致があった事案に関する情報を、兵庫県警察に提供することは、警察が当該世帯に介入する場合に当該情報を参考として慎重かつ適切な判断・対応が期待され、児童の生命・身体の安全確保に寄与するものであり、ひいては公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

④新緊急情報伝達システムの構築について

消防局警防部警防課から、新緊急情報伝達システムの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 現地調査で毎年確認されているということですけど、その業務はどこが行っていますか。

○警防課 10 箇所ある消防署の署員が行っております。これまでもそうですが、毎年出水期より前のちょうど今ぐらいの時期までに各戸に訪問しております。

○委員 それは、今後も同じですか。

- 警 防 課 同じです。
- 委 員 今まで連絡するのは 10 箇所分散されていたのが一つになるということですが、もし本庁が災害にあったらどうなるのですか。バックアップはどうなっていますか。
- 警 防 課 本部につきましては、建物も免震構造をとっています。管理するサーバは物理的に分散されており、建物構造や外部からの侵入についても厳格な対処は行っています。しかし、本部が機能不全となった場合のシステム上のバックアップ措置は、規定しておりません。
- 委 員 情報の入力のところ弱いような気がします。もしそこがやられたら、バックアップの機能はないということになります。
- 警 防 課 パソコン自体は、複数台でバックアップ体制はあるのですが、本庁が被災した場合のシステム上のバックアップとしては、規定してはいません。聴取した内容については、避難計画書として、各消防署がもっておりますので、それについてはアナログで伝達することができる体制はとっております。
- 委 員 登録件数が少ないように見えますが、これは土砂災害の警報が必要とされる方を絞り込んで登録しているということですか。
- 警 防 課 そうです。土砂災害等特別警戒区域に指定されている地域、それと、浸水想定区域という法で指定された区域の住民に対して、直接伝達する仕組みにしております。
- 委 員 どれぐらいの把握率ですか。
- 警 防 課 把握については 100%に近い状況で電話番号を頂いております。訪問をして、電話番号を伝えるのが嫌だと申し出られる方もおられるとは聞いていますが、ほとんどないです。
- 委 員 既に電話番号は把握されておられるということですね。これを利用した別の詐欺まがいの人が詐称してやって来るような心配はないということでしょうか。
- 警 防 課 毎年訪問させていただいておりますので、これ以外の事での消防署の問い合わせ先の番号についても案内しておりますし、特に今までそういうことが発生したとは聞いておりません。

- 委員 土砂災害警戒区域に住んでおられる住人が、そういう登録を希望しない方もいらっしゃるのですか。
- 警防課 件数は少ないですが、電話番号の登録を拒まれるというケースもあるとは聞いています。その場合も、各世帯へ訪問することは拒否されていませんので、大雨警報や注意報が出たときの避難方法や避難場所の伝達などのコミュニケーションは取りながら、個別の伝達がいかにだけで、避難行動に不備が出るようなことは無いです。
- 委員 電話に出られなかったときはどうなるのですか。何回か掛けなおしたりするのですか。
- 警防課 そうです。また、折り返し機能も付いておりますので、折り返して電話してもらえば、すぐに伝達は可能となります。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
土砂災害等から市民の生命や財産を守るため、緊急情報を迅速に市民に伝達する新緊急情報伝達システムを導入し、市民の電話番号等の個人情報電子計算機処理することは、市民による緊急情報の確実な把握に寄与すること、また、消防局警防部警防課で一元的に運用することにより、災害時に避難誘導等を効率的に運用できることから、公益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

⑤就学援助システムの再構築等について

教育委員会事務局総務部学校経営支援課、及び、学校教育部特別支援教育課より、就学援助システムの再構築等について、条例第9条（利用および提供の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 遠距離通学費援助が事前の申請ができるようになったということですが、これは1年間分を3月に支給されるのですか。
- 学校経営支援課 対象者が利用する交通機関によって少し変わっておりまして、バスを利用される方は通学パスという定期券の代わりになるものを発行するので、1

年間分になります。北区の神戸電鉄では、教育委員会事務局の方であらかじめ定期券を買い上げて渡しております。定期券は6ヶ月単位となりますので、3月末に6ヶ月分、9月末に次の6か月分をお渡しします。

○委員 金銭の授受は発生しないのですか。

○学校経営支援課 一部残っております。JRは個別対応をとってもらえないため、JRを利用する児童の通学助成の方は、それほど多くはないのですが、一旦保護者の方で定期券を購入いただいて、その定期券を確認させていただいた後、教育委員会から助成費を支払う、という形にさせていただいております。

○委員 転出されたりするとどうなりますか。

○学校経営支援課 精算することになります。

○委員 就学援助システムで、住民基本台帳データを全部参照されているようですが、これは必要なのでしょうか。例えば、DVフラグとか、異動事由とかはどうですか。

○学校経営支援課 DVフラグに関しましては、DVを受けて本市に引越しされてきた方は、住民票が神戸市にない可能性がありますので、そういった意味でも受付が必要ですので、情報をいただいております。また、異動事由につきましては、就学のときの学籍があり、その子の状態が動くというのがありまして、生活保護の情報などが異動事由に含まれていたりするので、必要です。

○委員 これらの項目は全部必要だということですね。

○学校経営支援課 はい、そうです。

○委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

就学援助に係る事務において、入学予定の新小学1年生に係る遠距離通学費援助の申請を入学前に受け付け、入学前の3月に援助費の支給を行うことは、定期券の購入費用を長期間に渡って保護者が立て替える必要がなくなり、保護者の負担軽減が見込まれます。また、特別支援教育就学援助の審査に当たり、保健福祉局生活福祉部保護課が保有する生活保護受給情報を利用することは、生活保護受給世帯における特別支援教育就学援助の支給事務の更なる正確性の確保及び効率化が可能となります。さらには、就学援助システムを仮想化基盤上に再構築するとともに、就学システム等と共通

基盤システムを介した情報連携を行うことは、サーバ維持管理コストの低減や設置スペース確保の問題の解消等、事務の効率性の向上が見込まれるとともに、情報セキュリティの向上に寄与することになりますので、公益に資すると見込まれます。個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

⑥ 準公費（学校徴収金）会計システムの再構築について

準公費（学校徴収金）会計システムの再構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委 員 準公費会計システムを追加するだけということですか。
- 学校経営支援課 収納管理システムは従来どおり使用します。現在、各学校で使用しております Microsoft Office Access は平成 26 年度に導入しましたが、これを新たに準公費会計システムとして再構築するものです。
- 委 員 新たに外部に情報を提供するわけでもないのに、何が違うのかよく分からないのですが。
- 学校経営支援課 従来の会計ソフトと異なり、Web システムを導入することで情報の一元化を図っていくとともに、利便性の向上なども併せて行います。
- 委 員 各学校のサーバに持っていたデータをデータセンターで一元管理されるということですが、これは逆に学校からサーバが蓄えている基本情報を見ることは無いのでしょうか。
- 学校経営支援課 収納管理システムから準公費会計システムにデータをもらい、学校側がそれを確認することもありますので、準公費会計システムのサーバ内のデータをそれぞれの学校が参照することはあります。
- 委 員 今回の改修のタイミングで情報項目が増えているようですが、今まで管理していなかった項目を管理するようになるのですか。例えば「体験入学」とか「コース」とか、あまり会計システムと関連しない項目のような気がするのですが。
- 学校経営支援課 「コース」につきましては、今後高等学校も準公費会計システムの利用も

検討しておりまして、学校によっては「コース」により分類しているところもあるため、その内容を反映しております。また、「体験入学」については、子供が学校に体験入学で来られるとき、学校内で怪我をしたときに備えて日本スポーツ振興協会や安全互助会の保険に加入するようしております。保護者から掛け金を頂く際に、この準公費会計システムを使って処理しますので、体験入学の方であるという登録をするための項目です。

- 委員 他にご意見がないようでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
- 学校徴収金収納管理業務において、準公費（学校徴収金）会計システムの再構築を行うことは、データの一元管理により更なる情報セキュリティの向上が期待できること、サーバ維持管理コストの低減や、業務の効率化・省力化が見込めることから、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の結論としては、妥当といたしたいと思います。

⑦不在者投票の投票用紙等のオンライン請求について

選挙管理委員会事務局から、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 これは、請求自体はオンラインでできるが、投票用紙自体は郵送ということですね。
- 選挙管理委員会事務局 そうです。現物を滞在先で投函していただく必要がございますので、投票用紙自体を送らないといけないことになっております。
- 委員 マイナンバーカードを持っている前提で、かつ、パソコンがあり、さらにICカードリーダーが付いている必要があるということですね。そうすると、出張先で使うというわけにはいかないですね。
- 選挙管理委員会事務局 利用に当たってはそういう前提になってしまいますので、ハードルがまだあるのかな、ということですが、時間短縮には非常に役立ちますので、利用していただければと考えます。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

市民から公職選挙における不在者投票用紙等の請求を受け付けるに当たり、従来の書面による請求に加えて、新たに兵庫県電子申請受付システムを利用したオンライン請求を受け付けることは、請求手続きに係る所要時間の短縮等、不在者投票における市民の利便性の向上に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

(2) その他

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）第 1 項関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型 4 に基づき、報告がなされた。

- 委 員 　　ただ今の報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

- 委 員 　　（質問等なし。）

- 委 員 　　それでは、これをもちまして、第 90 回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。